

<別紙1>

第三者評価結果報告書

① 第三者評価機関名

株式会社プレパレーション

② 施設・事業所情報

名称：木下の保育園武蔵新城	種別：川崎市認可保育所
事業所代表者氏名：石井 康太	定員（利用人数）： 60 名
所在地：神奈川県川崎市中原区下新城3-13-12	
TEL：044-872-8110	ホームページ：kinoshita-hoiku.com
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 2021年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社木下の保育	
職員数	常勤職員： 12 名 非常勤職員 18 名
専門職員	(専門職名称.例/保育士) 10名 保育士 14名
	看護師1名 調理師 2名
	栄養士1名 事務・その他 2名
施設・設備 の概要	(居室数) (設備等)
	保育室 6 子どもトイレ 2
	遊戯室 0 大人トイレ 2
	更衣室 2 園庭 有(○) 無()
	事務室 1 その他
	調乳室 1

③ 理念・基本方針

生きる力を創る

④ 施設・事業所の特徴的な取組

乳児担当保育・お手伝い保育・サークルタイム・（会話・体操教室の習い事）

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2025年6月18日（契約日） ～ 2025年11月20日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（ 年度）

⑥ 総評

特徴や今後期待される点

【子どもの主体性や権利を尊重した保育をおこなっています】

保育者主導ではなく、こども自身が遊びや活動を選び取り組めるよう、保育室には発達や興味に合わせたコーナーを設定しています。乳児クラスでは緩やかな育児担当制を採用することでしっかりと愛着関係を築き、幼児クラスでは友だちとの関係や活動の幅を広げられるよう保育を進めています。3歳児クラスからは体操教室や英会話クラスがあり、4-5歳児クラスでは「サークルタイム」という話し合いの場を持っています。また、5歳児クラスではさまざまな係活動や0歳児のお手伝いなどを経験しています。「見せること」に重きをおかずこどもが主役の行事を目指し、運動会や発表会の他に、保護者と一緒に思い切り楽しむ、体験型の「泥んこ遊び」や「ボディペインティング」などを取り入れています。こども・保育者・保護者が同じ活動を通して心を開放し、楽しみ試行錯誤することがこどもたちの情緒の安定と主体性に繋がっています。

【就労環境整備に努めています】

「子どもも保護者も職員も、みんなが笑顔でいられる保育園」という理念の実現に向け、職員が働きやすい環境作りを大切にしています。保育中に書類作成の時間を確保する「ノンコンタクトタイム」の導入や保育施設向けICTシステムの活用で業務を効率化し、残業削減を図っています。また、園長が中心となり、どんな意見も否定せずに話し合える風通しの良い雰囲気作りを進めています。さらに、新人職員へのメンター制度や本部と連携した研修体制も整え、職員一人ひとりの成長を支援しています。就労環境の整備を推進することで、質の高い保育の土台となっています。

【更なる保育の質の向上に期待します】

園では、こどもの主体性を大切に保育を進めていますが、理想としていることは「こどもの話を聴き、こどもの願いを実践していく」保育です。保育者は、新たな知識や情報の習得と自身の保育の質を高める為にさまざまな研修等にも参加していますが、キャリアや学びに向かう意欲にはどうしても個人差が生じます。そこで、一人ひとりのモチベーションを更にアップする為、今後は分野別に「スペシャリスト」を立てることを検討しています。責任を持って特定の分野に取り組むことで視点が変わり、保育者自身のレベルアップに繋がるとともに、それが園全体に広がり、更なる質の向上に繋がることを期待します。

【中長期計画の深化に期待します】

園が掲げる理念や方針をもとに、指導計画や行事計画などの年間計画を策定しています。今後は、法人が示す中長期計画を土台としながら、園独自の環境などを踏まえた中長期的な事業計画をより具体化する方針です。園独自の計画を軸とすることで、単年度の事業計画も一層明確になり、日々の保育計画にまで一貫して反映されることで、さらなる保育の質の向上に繋がっていきます。計画の具体化を進める中で、将来的にはボランティアの受け入れ体制を整えるなど、地域連携の強化も検討していきます。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の第三者評価をもとに良い所はそのまま継続していき、まだまだ改善できる所に今後は力をいれていき、子ども、保護者が安心していただけるより良い保育園にしていきたいです。

⑧ 第三者評価結果

別紙2のとおり

第三者評価結果

事業所名：木下の保育園武蔵新城

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 </div>	b
<コメント> 法人の理念「生きる力を創る」に加え、園独自の理念「子どもも保護者も職員も、みんなが笑顔でいられる保育園」を定めています。職員には、資料「木下の心得」の配布や、新卒・中途など経験に応じた研修、年度始めの全体会議での振り返りを通して理念の浸透を図っています。保護者や地域の方々へは、公式ホームページや重要事項説明書（入園のしおり）を園の受付に設置し、いつでも閲覧できるようにしています。さらに、運営委員会や4月のクラス別保護者会で、園の方針やこどもの主体性を大切にする保育内容を直接説明し、議事録も配信することで理解を深めています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 </div>	b
<コメント> 園を取り巻く社会動向や地域の福祉ニーズを把握するため、園長は区主催の研修や他園との情報交換に参加しています。また、本部が主催する園長会や主任会議に出席し、社会事業全体の現状や課題についても理解を深めています。さらに、区役所から提供される地域のこどもの数や、園への入園希望者数の推移などのデータを分析し、運営に活かしています。活動を通じて地域との連携を深め、保育の質の向上に繋げています。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。 </div>	b
<コメント> 園長会や主任会議など本部と連携する会議を通じて、事業を取り巻く現状や課題を把握しています。把握した内容は職員会議で共有し、現場からの意見を吸い上げる機会と、本部の方針を伝える機会を設けることで、組織全体の課題認識を統一しています。仕組みのもとに、現在は特に人材育成と残業時間の削減を経営の重要課題として位置づけています。具体的な取り組みとして、職員の役職を明確化して円滑な運営を図るとともに、保育中に書類作成の時間を確保するノンコンタクトタイムを導入し、課題解決を進めています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 </div>	b
<コメント> 法人が策定する中長期の運営方針のもとに、園独自の理念として「子どもも保護者も職員も、みんなが笑顔でいられる保育園」の実現を目指しています。この理念の実現に向けた中長期事業計画では、主体的な保育の推進と、人材の確保や就労環境の整備を大きな柱としています。具体的には、子どもたちが自由に活動できるコーナー保育の充実を図るとともに、実習生の受け入れや保育施設向けICTシステムの活用による業務効率化を進め、職員の残業時間削減に取り組んでいます。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 </div>	b
<コメント> こどもの成長と安全な園生活を支えるため、理念「生きる力を創る」と保育所保育指針にもとづき、多様な年間計画を策定しています。年齢や発達に応じた「年間指導計画」や季節を感じられる「年間行事計画」、安全確保のための「保育所安全計画書」などを定めています。計画を通じて、こどもの主体性を尊重した保育の実現と質の向上を目指しています。今後は、計画を園全体の中長期的な視点とさらに強く結びつけ、単年度の事業計画として全職員で明確に共有する仕組みを強化し、組織全体で保育の充実に取り組んでいく方針です。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-①
事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

<コメント>

事業計画の策定にあたっては、職員の意見を反映する仕組みを整えています。日々の保育の振り返りは、各ミーティングでおこない、こどもの様子や課題を共有しています。実践や各会議での意見をもとに、毎年2・3月に次年度計画の仮案を作成し、4月に前年度と新年度の担当が共同で修正を加えて完成させています。策定した計画は、年度始めの職員会議で全職員に共有し、組織全体の共通認識としています。職員一人ひとりが計画策定に関わることで、主体的な保育の質の向上に繋がっています。

【7】 I-3-(2)-②
事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

a

<コメント>

園の事業計画や方針については、4月におこなうクラス別の保護者会で直接説明する機会を設けています。日々の具体的な保育内容は、連絡帳アプリのドキュメンテーション機能を活用して配信し、子どもたちの様子とともに園の取り組みへの理解を図っています。また、保護者からの意見を運営に反映させるため、行事後にはアンケートをお願いしています。さらに、年に一度の運営委員会では保護者代表と直接話し合いをおこなっています。いただいた意見を次年度の計画や日々の改善に繋げることで、双方向のコミュニケーションを大切にしながら、事業計画の策定に取り組んでいます。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

【8】 I-4-(1)-①
保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b

<コメント>

保育の質の向上に向けて、組織的な改善サイクルを構築しています。行事については、計画・実行・振り返りのプロセスを徹底し、反省点を議事録にまとめて次回の計画に活かしています。職員一人ひとりに対しては、自己評価をもとに年2回以上の園長面談をおこない、個々の成長を促しています。また、定期的な会議で園児への関わり方をディスカッションしたり、外部研修の内容を共有したりする機会を設け、日々の保育の課題解決に取り組んでいます。取り組みで得られた気づきや改善策は、全体会議などを通じて全職員で共有し、組織全体の保育の質の向上に繋がっています。

【9】 I-4-(1)-②
評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

<コメント>

日々の保育や行事後の振り返りで明らかになった課題は、全体会議で話し合い、議事録として全職員が確認できるように文書化しています。共有された課題や、運営委員会での保護者の意見などを踏まえ、次年度の事業計画に具体的な改善策として反映させる仕組みを整えています。計画の進捗は日々のミーティングで確認し、行事後には必ず振り返りをおこなうなど、常に見直しをおこなっています。評価から改善に繋げるサイクルを確立し、組織全体で保育の質の向上に取り組んでいます。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

【10】 II-1-(1)-①
施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

<コメント>

園長の役割と責任については、文書と対話の両面で全職員に示しています。全職員の職務を定めた「職務分担表」を園内に掲示し、園長が担う保育の質の向上や職員育成、業務管理といった責任や、不在時の権限委譲についても明文化しています。年度始めには、園長が職務分担表をもとに今期の体制を説明し、園として目指す方針を直接伝える機会を設けています。書面での明文化と対話による表明を組み合わせることで、園長のリーダーシップのもと、組織全体で円滑な運営ができる体制を整えています。

【11】 II-1-(1)-②
遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

b

<コメント>

法令に関する内容を、全職員に周知するため、労務管理やハラスメントに関する研修を年1回、園内研修として実施しています。特に、こどもの人権擁護の観点から重要となる虐待防止については、年1回の研修に加え、園長が日常的に声かけをして注意喚起をおこない、職員の意識を高めています。日々の保育においては、保育所保育指針をもとに常に見直しをおこなっており、会議の場で関連法令について周知し、理解度を確認することで、園全体で法令遵守に取り組んでいます。

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、保育の質向上のため、日々の保育書類の確認や会議へ参加し、現場の状況を常に把握・分析しています。職員との面談や相談で浮かび上がった課題は、全体会議などで共有し、解決に向けて指導しています。会議では、職員の意見を否定せず話しやすい環境を整え、主体的な改善を促しています。さらに、本部主催の研修への参加も推進し、職員の資質向上を組織的に支援することで、保育の質の向上を牽引しています。</p>	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>園長は、業務の実効性を高めるため、職員が働きやすい環境作りを進めています。年2回以上の園長面談で個々の課題を把握し、クラスミーティングなどで共有して改善策を検討しています。具体的な業務改善として、その日の様子においては、ドキュメンテーションを活用した記録形式にすることで、連絡帳の作成の効率化を図り、職員の負担軽減を実現しています。また、採用活動については本部の人事担当部署と連携して効率的に進めています。園長がリーダーシップを発揮し、組織全体の業務効率化を図ることで、保育の質の向上に繋がっています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>人材の確保は、本部と連携しておこなっています。採用活動では、WEBエントリーやオンライン説明会、SNSなどを活用するほか、現職の職員からの紹介も積極的に受け付け、多様なチャネルで求職者に情報を届けています。また、新卒や中途、非常勤など、応募者の状況に応じて窓口を分け、丁寧な対応を心がけています。採用後には、本部が実施する経験に応じた研修に参加することで専門性を高め、職員一人ひとりが保育現場で能力を発揮できる体制を整え、離職防止にも努めています。</p>	
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>法人の理念「生きる力を創る」と、園独自の理念「子どもも保護者も職員も、みんなが笑顔でいられる保育園」を、目指すべき職員像の土台としています。この方針は、年度始めに全職員へ共有し、組織全体の共通認識としています。また、職員一人ひとりの成長を支援するため、年に2回以上、自己評価をもとに園長や主任との面談をおこなっています。面談では、園として期待する姿を伝えながら個々のキャリアについて話し合い、職員が目標を持って成長できる体制を整えています。</p>	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>職員が働きやすい職場作りのため、就業状況の把握と業務負担の軽減に取り組んでいます。1・2か月先までのシフトを作成して計画的な休暇取得を促すとともに、土曜出勤の日数が職員間で均等になるよう配慮しています。また、保育中に書類作成の時間として「ノンコンタクトタイム」を導入し、残業時間の削減に繋がっています。さらに、職員それぞれの状況に合わせて、社宅制度や時短勤務制度などの法人体制も整え、安心して長く働ける環境作りに努めています。</p>	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの成長を支援するため、自己評価と面談にもとづく育成プロセスを設けています。職員が作成した自己評価をもとに、園長が年に2回以上、個別面談をおこないます。面談では、園として期待する姿を具体的に伝え、職員の自主性を尊重しながら次の目標とともに設定します。目標の達成度については定期的に評価し、フィードバックすることで成長を促しています。また、新任職員にはメンター制度を導入し、日々の指導や助言を通して着実な成長を支援する体制を整えています。</p>	

【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
--	---

<コメント>
園が目指す保育を実現するため、計画的な研修体制を整えています。新人職員にはマニュアルの理解を中心とした本社研修をおこない、その他の職員へは行政主催の研修などを周知し、意欲を尊重して参加希望を促しています。また、園長が必要と判断した際は、個別に受講を促しています。研修後は報告書を提出し、職員会議で発表することで、得た知識を組織全体で共有し保育の質向上に繋げています。今後は参加状況の可視化も計画し、職員のさらなる意欲向上を検討しています。

【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
--	---

<コメント>
職員の成長を支援するため、本部主導の階層別研修、園独自の年間計画にもとづく研修、そして職員が希望する外部研修など、多様な学習機会を提供しています。新人職員にはメンター制度を導入し、一人ひとりの成長を個別に支援する体制も整えています。また、すべての職員が研修に参加しやすいよう、ビジネスチャットツールを活用して情報を周知したり、勤務シフトを調整したりするなどの配慮をおこなうことで、継続的に学べる環境作りを進めています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
--	---

<コメント>
将来の保育の担い手を支援するため、実習生の受け入れ体制を整えています。受け入れにあたっては、保育現場での具体的な動き方やこどもへの関わり方、個人情報保護の重要性などを明記した独自のマニュアルを整備しています。また、事前に学校側と連携して実習内容を調整し、実習生には保育の仕事のやりがいを伝えるなど、安心して学べる環境作りに努めています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 第三者評価結果

【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
---	---

<コメント>
ホームページやパンフレットを活用して、保育の内容などを広く情報提供しています。また、毎年全園児に「入園のしおり（重要事項説明書）」を配布し、園の運営について説明しています。運営の透明性を確保するため、年に一度、保護者代表や民生委員などを交えた運営委員会を開催しています。運営委員会では園の基本方針や取り組みについて話し合い、内容をまとめた議事録を全家庭に公表することで、開かれた園作りを進めています。

【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	---

<コメント>
公正で透明な運営をおこなうため、内部管理体制を整えています。物品の購入にあたっては、園長または主任への報告を徹底し、金額の大きいものは事前に本社の確認を得ることで、適正な取引を確保しています。さらに、年に一度の川崎市による監査と、内部監査を定期的に受けています。監査で指摘があった場合は、速やかに本部と連携して改善に取り組み、常に公正な運営ができる体制を維持しています。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。 第三者評価結果

【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
---	---

<コメント>
子どもたちの豊かな経験に繋がるよう、地域との連携を大切にしています。日々の散歩では地域の方々と挨拶を交わすことを心がけています。また、隣接する「下新城3丁目公園」や「江戸せせらぎ遊歩道」などでは、地域の子どもたちと自然に交流する機会となっています。さらに、中原区が主催する幼保小連携の取り組みに参加し、年長クラスが近隣の小学校を訪問するなど、計画的な交流も積極的におこなっています。園内には行政からの案内を掲示し、地域との繋がりを深めています。

<p>【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	b
---	---

<コメント>
2021年の開設以降、運営基盤の構築を進めてきました。その基盤をもとに、今後は新たな段階として地域との連携を一層深めるため、ボランティアの受け入れを進めていく方針です。受け入れ開始に向けて、活動内容や目標などを具体的に定めるとともに、受け入れマニュアルの作成も検討しています。明確なフローを構築し、ボランティアが安心して活動できる体制を整え、地域に開かれた園作りを目指します。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

<p>【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	b
--	---

<コメント>
こどもと家庭を包括的に支援するため、地域の関係機関との連携体制を整えています。消防署や病院などの緊急連絡先一覧を受付に整備し、避難訓練で消防署と連携するなど、日常的に協力関係を築いています。また、嘱託医（内科・歯科）と連携し、定期的に検診をおこなっています。虐待が疑われる場合は児童相談所に相談・通告する体制を整えており、児童相談所からの聞き取りには職員間で情報を共有して対応しています。年2回以上の保護者面談では、育児不安を抱える保護者に専門機関を紹介するなど、家庭への支援にも繋げています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

<p>【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	b
--	---

<コメント>
地域の子育て家庭が抱えるニーズや課題を把握するため、多様な情報収集の機会を設けています。年に一度、保護者代表や民生委員を交えた運営委員会を開催し、地域全体の視点から意見を伺っています。また、地域に詳しい大家さんと定期的に対話し、身近な情報を得ています。さらに、随時受け入れている園見学は、地域の子育て家庭と直接言葉を交わし、子育てに関する具体的なニーズを把握する貴重な機会となっています。公式な場と日常的な接点の両方から、地域の状況を多角的に理解する体制を整えています。

<p>【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	b
--	---

<コメント>
地域社会への貢献として、交流、子育て支援、安全確保の側面から取り組みをおこなっています。交流面では、ハロウィンにこどもたちが地域を回り、地域の方々との温かい交流を育んでいます。また、中原区の幼保小連携に参加して年長クラスが小学校を訪問する機会を設け、小学校との協力関係を築いています。子育て支援としては、随時園見学を受け入れ、保護者の育児に関する相談にも応じています。安全面では、消防署と連携した避難訓練に加え、緊急時に備えて近隣の公共施設と連携し、設置されているAEDを使用できる体制を整えています。

III 適切な福祉サービスの実施
1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。 第三者評価結果

<p>【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>
こどもの主体性を尊重するため、「気持ちに寄り添い、話を最後まで聞く、決めつけない」という関わり方を全職員で共有しています。基本姿勢を徹底するため、「保育所保育指針」や「人権擁護のためのセルフチェックリスト」をもとにした園内研修を定期的におこない、保育の振り返りを行っています。また、週に1,2回おこなう10分ミーティングでは、「こどもが主体的だったか」をテーマに話し合い、日々の関わり方を見直しています。組織的な取り組みを通じて、全職員がこども一人ひとりを尊重する保育を実践しています。

<p>【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	b
---	---

<コメント>
こどものプライバシーを保護するため、具体的な配慮と職員の意識向上に組織的に取り組んでいます。オムツ交換や着替えの際には衝立を用いるなど園内での配慮をおこない、散歩時には個人名が特定されないようにするなど園外での安全にも努めています。取り組みを徹底するため、人権擁護に関する園内研修や外部の個人情報保護研修を定期的におこない、専門知識を習得しています。さらに、日々のクラスミーティングでも常に話し合うことで、職員一人ひとりの意識向上を図っています。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> 保育所の選択に必要な情報を提供するため、公式ホームページやパンフレットで理念や保育内容などを公開しています。園の受付には、毎年内容を見直している「入園のしおり（重要事項説明書）」を置き、いつでも手に取って確認できるようにしています。また、園見学は随時、個別で受け入れており、見学時には過去の質問内容を踏まえて説明をおこない、利用希望者の理解を深めるなど、丁寧な情報提供に努めています。	
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<コメント> 保育の開始にあたり、入園時の面談で「重要事項説明書」を用いて運営方針や保育内容などを丁寧に説明し、保護者の理解と同意を得ています。利用開始後、保育時間や延長保育などに変更が生じた場合も、その都度資料を用いて分かりやすく説明し、改めて同意を得ることを徹底しています。また、特別な配慮が必要なこどもについては、保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な対話を重ねることで、安心して園生活を始められるように努めています。	
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> 転園や退園にあたっては、保護者からの求めに応じて保育の記録を提供しています。特に、児童相談所や地域療育センターなどと連携しているこどもについては、支援の継続性に配慮し、引継ぎのやり取りを丁寧におこなっています。卒園後も、こどもたちがランドセル姿を見せに立ち寄るなど、いつでも気軽に相談できる温かい関係性が続いています。	
(3) 利用者満足の向上に努めている。	
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 保護者とこども、双方の満足度を把握し、向上に繋げるための仕組みを整えています。保護者の意向や要望を把握するため、行事後のアンケートや年2回の個人面談、4月の保護者会といった機会を設けています。こどもたちについては、「気持ちに寄り添い、主体性を尊重する」という方針のもと、日々の様子を丁寧に観察しています。職員会議ではこどもの成長や発達について共有し、内容を各クラスの環境設定に反映することで、一人ひとりが満足できる保育の実践に繋げています。	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<コメント> 保護者からの意見や苦情に適切に対応するため、苦情解決の仕組みを整えています。受付に「意見箱」を設置しているほか、行事後のWebアンケートを実施するなど、日常的に意見を伝えやすい環境を整えています。また、解決責任者として園長、受付担当者として主任、さらに第三者委員を定め、体制を「入園のしおり（重要事項説明書）」や園内掲示で保護者に伝えています。寄せられた意見は、会議などを通じて全職員で共有し、組織全体で改善に取り組む体制を構築しています。	
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント> 保護者がいつでも気軽に意見や相談を伝えられる環境作りに努めています。玄関に「意見箱」を設置しているほか、入園時の面談で「入園のしおり（重要事項説明書）」を用いて相談体制を説明しています。また、気になる点があれば、日々の連絡帳の活用や、職員へ直接声をかけてもらうことも伝えています。さらに、個別の相談を希望される場合には、プライバシーに配慮した相談スペースを用意し、周りを気にすることなく話を伺えるようにしています。	

【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
---	---

<コメント>
保護者からの意見や要望に迅速に対応するため、日常的なコミュニケーションを大切にしています。毎日のお迎え時や年2回の個人面談で直接お話を伺うほか、行事後にはWebアンケートを実施し、広く意見を収集しています。寄せられた意見はすべて職員の全体会議で共有し、組織として対応を検討する体制を整えています。アンケート結果はWebで公開し、保育の改善に繋げています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
---	---

<コメント>
子どもたちの安全を守るため、組織的なリスクマネジメント体制を整えています。重大事故防止マニュアルや災害時マニュアルなどを整備し、全職員がいつでも確認できるようにしています。日々のヒヤリハットは発生の都度記録・共有し、職員会議で定期的に分析して再発防止策を検討しています。重大な事案は本部と連携し、園長会を通じて組織全体で共有し対策を講じています。さらに、看護師によるAED研修や誤飲時対応研修を定期的におこない、職員の安全意識と対応能力の向上を図っています。

【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
--	---

<コメント>
感染症の予防と蔓延防止のため、組織的な対応体制を整えています。日々の予防策として、次亜塩素酸水を用いた施設や玩具の消毒を徹底し、施設全体には抗ウイルス抗菌コートを施工して衛生的な環境を維持しています。職員がいつでも対応を確認できるよう「健康管理マニュアル」を事務所に備え、このマニュアルは看護師や主任が中心となって年度末に定期的な見直しをおこなっています。園内で感染症が発生した際は玄関のホワイトボードで情報を共有し、拡大が見られる場合には全保護者にメールで迅速に連絡します。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
--	---

<コメント>
災害発生時に子どもたちの安全を確保するため、組織的な防災体制を整えています。園では「災害時マニュアル」を整備し、第一次・第二次避難場所を定めています。また、本社においてもBCP（事業継続計画）を策定しており、事業継続の体制も構築しています。計画にもとづき、火災や地震を想定した避難訓練を毎月おこなうほか、毎年9月には保護者への引き渡し訓練も実施しています。災害時の連絡は保育施設向けICTシステムの一斉メールを活用し、備蓄品は園長、事務、看護師が責任をもって管理しています。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
---	---

<コメント>
法人のマニュアル「木下の心得」や各種手順書で業務の標準化を図り、園の方針である一人ひとりの個性を大切にする保育を実践するための基盤を整えています。また、発表会をこどもの意見を取り入れた形式に変更したり、発達に応じて職員を多めに配置したりするなど、画一的ではない柔軟な対応を心がけています。さらに、日々のクラスミーティングでは「こどもが主体的だったか」を振り返り、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて保育を見直すことで、一人ひとりを尊重する保育を組織的に実践しています。

【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
---	---

<コメント>
保育の質を継続的に向上させるため、職員と保護者双方の意見を反映し、計画やマニュアルを常に見直す仕組みを整えています。職員は、多様なミーティングや、一年の振り返りをおこない保育の課題を話し合っています。また、保護者から運営委員会やWebアンケートでいただく意見をもとに、新旧の担任が連携して次年度の年間指導計画を作成しています。また、健康管理マニュアルなども定期的に見直しをおこない、常に保育環境の改善に努めています。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

b

<コメント>

指導計画の作成にあたり、こども一人ひとりの発達や家庭の状況を丁寧に把握しています。年間指導計画は、前年度の担任が作成した計画を土台に、新年度の担任がこどもの状況に合わせて内容を更新することで、情報の継続性を確保しています。作成した計画は主任または園長が確認し、園全体の方針に沿った内容となるよう調整しています。また、週に数回おこなう「10分ミーティング」で日々の様子を共有し、常に計画を見直すことで、一人ひとりの発達に応じた柔軟な保育を実践しています。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

<コメント>

指導計画については、年間と日々の両方の視点から評価・見直しをおこなう仕組みを整えています。年間指導計画は、年度末に一年間の保育を振り返り、その内容をもとに新旧の担任が連携して次年度の計画を作成しています。日々の保育については、週に1~2回おこなう「10分ミーティング」で常に実践の見直しをおこなっています。見直した計画のうち、毎月のねらいなどは「園だより」で保護者に周知しています。職員間の情報共有については、今後は、保育施設向けICTシステムを活用し、より確実な周知体制の構築を進めています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

こども一人ひとりの発達や生活状況は、「個人の記録」や「1日の振り返り」に記録しています。職員間の確実な情報伝達のため、早番・遅番からの引継ぎ事項は「園日誌」に記載し、確認した職員が名前を記入することで伝達漏れを防いでいます。また、緊急性の高い情報などは、ビジネスチャットツールを活用して迅速に共有しています。記録はミーティングでも共有し、全職員がこどもの状況を正確に把握し、一貫した保育を実践できる体制を整えています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

個人情報の保護を徹底するため、厳格な管理体制を整えています。保護者には入園時に写真や動画の使用に関する同意書への記入をお願いしています。職員に対しては、入社時に守秘義務に関する誓約書を交わすとともに、毎年外部の個人情報保護研修に参加して意識向上を図っています。物理的な管理として、こどもの個人情報は園長を責任者とし、事務所の鍵付き金庫で保管しています。SDカードの持ち出しは管理簿への記載を義務付け、私的なUSBメモリなどの持ち込みは禁止することで、情報の安全を確保しています。

第三者評価結果

事業所名：木下の保育園武蔵新城

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント> 全体的な計画は、児童福祉法や保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育理念である「生きる力を創る」にもとづき本部が作成しています。園では「こどもも保護者も職員も、みんなが笑顔でいられる保育園」を目指し、地域や園の実情に合わせて、基本の計画に加筆・修正を加えています。保育者は地域の実態やこどもの発達過程、家庭の状況や保育時間なども考慮し、年度末に評価をおこない次に活かすことで作成に参画しています。今後は、中長期計画から全体的な計画、年間計画へとつながりを持たせ、更なる保育内容の充実を図れるよう努めていく予定です。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 園の周囲は自然に恵まれ、隣には公園、近くにはせせらぎ遊歩道があります。砂場や畑のある園庭もあるので、こどもたちが気軽に戸外に親しめる環境です。園内の温湿度は適切に保持し、各保育室には発達に合った家具や玩具などを用意しています。こどもたちが好きな遊びに自由に取り組めるよう、絵本・ままごと・パズル・ブロックなどのコーナーを明確に配置し、季節や発達に合わせて見直し、入れ替えています。各保育室では、観葉植物の鉢を置いたり小さな緑を花瓶に生け、こどもたちがくつろぎ心地よく過ごせるよう配慮しています。また、手洗い場やトイレは明るく清潔を保っています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> こどもの発達と発達過程・個人差などは、保育施設向けICTシステム内の発達記録に入力し全職員が共有している他、小さな変化は日々のミーティングで確認しています。こどもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、保育者は常に否定的な言葉は使用せず、こどもの気持ちに沿って肯定的に受け止めるよう努めています。調査時保育者は、人見知りや不安そうな乳児には優しく抱っこや声掛けをして安心できるように配慮したり、大きな声で泣きながら主張する幼児には、思いを聴きながら落ち着けるよう抱きしめるなど、こどもの気持ちに沿って適切に対応していました。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 一人ひとりのこどもが生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう、園ではさまざまな工夫をしています。「正しい手の洗い方」や「衣服のたたみ方」のイラストをこどもの視線に合わせて掲示したり、トイレが楽しい場所になるように個室に乗り物の写真を掲示するなど、こどもが自分でやろうと思えるような環境を設定しています。年齢に応じて身につけたい事の目安はありますが、それだけに囚われず一人ひとりの発達状況や意欲に応じて、保護者と連携しながら援助をおこなっています。基本的な生活習慣を身につけることの重要性について、こどもには視覚教材などを通して伝えたり、保護者には必要に応じて個人面談やマンスリーニュースレターなどで伝えていきます。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> こどもが主体的に遊びを選び取り組めるよう、園ではコーナー保育を基本としています。室内外ともに十分に身体を動かせるよう、雨天以外は戸外活動を取り入れている他、2歳児以上のクラスでは週1回外部委託の体操教室をおこなっています。散歩に出た際は、地域の方々にも積極的に挨拶し交流を図っています。こどもたちが友だちと協同して活動する機会も持てるよう、保育者の援助のもと、幼児クラスでは異年齢合同で買い物ごっこをおこないました。また、5歳児はサークルタイムで行事の内容について話し合ったりしています。身近な自然にも触れられるよう、園庭の畑で野菜を栽培したり花を植えたりして、いつでも観察できる環境です。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 一人ひとりと丁寧に関わるよう職員を配置し、食事介助は基本的に1対1の担当制でおこなっています。保育室には、小さな鉄琴やチャイム・クリップ・バネ状のリングなどを設置したボードや、フェルトで手作りした果物などをパーテーションに貼り、こどもが自由に試したり触れたりできるよう配慮しています。また、絵本のコーナーにはマットを敷きクッションも用意して、こどもが落ち着いて過ごせるよう配慮しています。保育者はこどもの表情や発声に応じて応答的に関わり情緒の安定を図るとともに、保護者とは送迎時や連絡帳・個人面談などで積極的にこどもの様子について共有しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 1・2歳児は緩やかな担当制を設け、一人ひとりの状況に合わせて対応しています。好きな玩具で自由に遊んだり探索活動が出来るよう、保育室内は遊び毎にコーナーを設けています。自我の育ちを受け止めつつ友だちとの関りも持てるよう、保育者は様子を常に見守り、必要に応じて仲立ちをしています。朝夕の合同保育の時間には、安全に配慮しつつ異年齢児との関りも持っています。保育者以外にも、給食室の調理員や園見学にいらした方・散歩時に会う地域の方々など、さまざまな大人との関わりも積極的に持っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> こどもたちが興味や関心のある活動に意欲的に取り組めるようサークルタイムを設けています。5歳児は、給食係や生き物係などの活動や0歳児のお世話などを通して力を発揮しています。0歳児を手伝うことにより自然に思いやりの気持ちが育ち、0歳児の身体が小さいことに改めて気づき、疑問を持って保育者に問いかけたりと、学ぶことにも繋がっています。日々の活動内容は、保育施設向けICTシステムで保護者に配信したり送迎時に共有しています。また、就学先の小学校には保育所児童保育要録を送付し、発達の過程や園での様子などについて伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 障がいのあるこどもの特性は職員会議で共有しています。障がいに応じて、そのこどもが集中して遊べる玩具を用意したり、生活の場面切り替えに見通しが持ちやすいよう絵カードを用意するなど工夫しています。個別の指導計画を作成し、計画にもとづいて保育をおこなっていますが、今後はクラスの指導計画とも関連を持たせていく予定です。職員は障がいのあるこどもについて研修などにより必要な知識や情報を得るとともに、療育センターなどの専門機関に相談したり助言を受ける機会を持っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 保育時間の長いこどもが安心してゆったりと過ごせるよう、特別な玩具を用意するなどの配慮をしています。一人ひとりの1日の生活や保育時間を考慮し、保育時間の長いこどもは日中疲れ過ぎないように調整するなど、配慮しています。朝夕の合同保育の時間帯は異年齢児と一緒に過ごすので、動きの違いから事故に繋がらないよう見守っています。また、18時以降まで利用するこどもには、おにぎりやおやつなどを補食として提供しています。一人ひとりの状況については職員間で適切に引継ぎ、園日誌に記載し全員で確認しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	b
<p><コメント> 全体的な計画では小学校との連携について触れていませんが、5歳児クラスの年間指導計画には「小学校との連携」について盛り込み取り組んでいます。散歩の際には近隣の小学校を見学したり、小学校生活について期待や憧れを持てるような話をするなど配慮しています。同様に、保護者も小学校以降のこどもの生活について見通しが持てるよう、保護者会やマンスリーニュースレターなどでも伝えています。職員は幼保小連携会議に参加し小学校教員との意見交換や研修などをおこなっています。また、保育所児童保育要録を作成し、就学先の小学校に送付しています。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント> 入園前の健康に関する情報は児童票をもとに確認しています。一人ひとりの心身の健康状態は、朝の受け入れ時に聴き取りと観察をおこない、職員間で共有しています。保護者に対し、園でのこどもの健康に関する方針や取り組みについては、重要事項説明書などで詳しく伝えていきます。こどもの保健に関する計画を作成し、毎月発行しているマンスリーニュースレターには保健のコーナーを設けています。乳幼児突然死症候群の予防の為、昼寝中の呼吸や顔色の確認を、0歳児は5分おき、1-2歳児は10分おきにおこなっています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント> 嘱託医による健康診断・歯科健診を実施し結果は保護者に速やかに伝え、家庭での生活や健康管理に活かされるよう援助しています。また、職員も把握・共有し、看護師が作成する保健計画にも反映しています。虫歯予防のための指導や感染症予防の為にうがいの指導などは、年齢に合わせて看護師がおこなっています。マンスリーニュースレターの保健コーナーでは、「よく噛む為のポイント」や「寝かせ歯磨きの方法」「熱中症予防のポイントや対処方法」「風邪を繰り返さない為のポイント」など、具体的に役立つ情報を発信しています。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもに対しては「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとにこどもの状況に応じて適切で安全に対応しています。食物アレルギーのある子どもについては、保護者と職員で面談をおこない、献立は栄養士と相談の上進めています。アレルギー児の給食を提供する際は、受け渡し時や提供時にチェック表を用いてダブルチェックをおこない、喫食時も他児とテーブルを分ける他、トレーや食器の色も変え、職員がひとり付き誤食が無いように努めています。職員はアレルギー疾患についての研修を受け、必要な知識を得ています。保護者には重要事項説明書にて、食物アレルギー対応について周知しています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント> 食に関する豊かな経験が出来るよう、調理師と保育士で話し合い、年齢別に年間食育計画を作成しています。こどもが楽しく落ち着いて食事がとれるよう、0-2歳児クラスは担当制を用い、きめ細かい対応をしています。こどもが食べやすいよう陶器の食器を使用し、食事量も一人ひとりの個人差や食欲に応じて加減しています。食についての関心を深める為、さまざまな食育活動も取り入れています。梅シロップ作りやそら豆のさや剥き、すいか割りやうどん作りなど、年齢に合わせて活動に取り入れ、取り組みの様子は保護者に動画配信しています。マンスリーニュースレターには食育のコーナーを設け、おすすめのレシピやその月に摂取したい食材などについて紹介しています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント> 献立は2週間1サイクルとして栄養士が作成しています。季節感が感じられるよう旬の食材を使用し、七夕の日には素麺汁や短冊サラダなど、季節の行事を取り入れた献立になるよう配慮しています。離乳食は食物アレルギー初発の予防の為に「食材チェック表」をもとに進めています。月齢や個人差に応じて、食材の固さや大きさを調整し、誤嚥予防に努めています。毎日のこどもの喫食状況は保育者が確認して残食チェック表に記録し、献立や調理の工夫に反映しています。衛生管理はマニュアルにもとづき適切におこなっています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 保護者との日常的な情報交換は、主に送迎時のやりとりや連絡帳、ドキュメンテーションや動画の配信などでおこなっています。マンスリーニュースレターでは、その月の各クラスのねらいや予定しているメインの活動内容、その活動がこどもの成長に与える影響などについて詳しく説明しています。保護者とこどもの成長を共有できるよう、個人面談を年2回おこなっている他、0歳児から4歳児までのクラスでは保育参観、5歳児クラスでは保育参加を取り入れ、参観や参加の後は、アンケートで感想や意見を把握しています。保護者との情報交換の内容は児童票に記録し、職員間で共有する必要がある事柄については全体会議で周知しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 毎日の送迎時には保護者との丁寧な関りを心掛け、信頼関係を築けるよう努めています。玄関には意見箱を設置している他、意見・要望・相談先として、園の受付窓口や解決責任者・園以外の第三者委員についても重要事項説明書に明記しています。個人面談の期間を設けていますが、こどもの状況や保護者の就労状況などにより柔軟に対応し、保育者・看護師・栄養士などが、専門性を活かした保護者支援に努めています。また、相談を受けた際は内容を適切に記録し、必要に応じて職員間で共有しています。療育センターと連携をとり、助言・相談を受けられる体制を整えています。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p><コメント> 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、こどもの体に痣がないか、衣服に変化がないか、保護者の表情に変化がないかなどについて常に確認し、予防と早期発見に努めています。職員が虐待等権利侵害の兆候を感じた時は職員間で共有し、マニュアルにもとづいて児童相談所や区役所に相談・通告するなど対応しています。職員は人権擁護や虐待等権利侵害についての研修を受け、理解を深め早期発見に努めると共に、自身の保育についても、チェックリストなどを活用し振り返りをおこなっています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント> 週に1-2度、テーマを決めて10分間程の話し合いの時間を持ち、自らの保育実践の振り返りをおこなっています。活動や結果だけでなく、こどもが主体的に行動していたかなど、こどもの姿を具体的に振り返っています。ひとりのこどもに焦点を当て、そのこどもの良い所を伝え合ったり、担任の困り事や悩みを他の職員が肯定的に変換することでポジティブに捉えられるようにするなど、保育者自身が意識の向上を図れるように工夫しています。保育者は研修などで得た知識は職員間で共有し、年度末には自己評価をおこなっています。今後は、個人の振り返りが組織的・継続的に園全体に波及し保育所全体の保育の質が向上することを目指しています。</p>	